

浜松市廃棄物処理業者等に係る不利益処分等に関する要領

平成17年 4月25日制定

平成17年 5月16日改定

平成17年11月15日改定

平成18年 8月11日改定

平成21年12月16日改定

平成23年 7月 1日改定

平成31年 1月 1日改定

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に係る違反行為に対する不利益処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって法の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物処理業者 法第7条第1項若しくは第6項の許可を受けている者をいう。
- (2) 一般廃棄物処理施設設置者 法第8条第1項の許可を受けている者をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けている者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設設置者 法第15条第1項の許可を受けている者をいう。
- (5) 不利益処分 以下のいずれかの命令の発出をいう。
 - ア 前4号に掲げる者が受けている許可について、その許可の取り消し若しくはその事業の全部若しくは一部の停止。
 - イ 法第19条の3の規定に基づく改善命令
 - ウ 法第19条の4から第19条の6までの規定に基づく措置命令

(基準)

第3条 違反行為に対する不利益処分は、環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知(平成23年環廃産発第110310002号)に示された処分基準のほか、次の表に定める基準により行うものとする。

許可の取消し等の要件（違反行為は、法に規定する条項をもって記載）	処分内容
第7条の4第1項第5号及び第9条の2の2第1項第2号	
<p>無許可営業（第7条第1項、同条第6項） 不正手段による営業許可取得（同上） 無許可変更（第7条の2第1項） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同上） 事業停止命令・措置命令違反（第7条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項） 委託基準違反（第6条の2第6項） 名義貸しの禁止違反（第7条の5） 施設無許可設置（第8条第1項） 不正手段による施設設置許可取得（同上） 施設無許可変更（第9条第1項） 不正手段による施設変更許可取得（同上） 無確認輸出（第10条第1項） 不法投棄（第16条） 不法焼却（第16条の2）</p>	許可の取消し
<p>無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第10条第1項、第16条、第16条の2未遂） 委託基準違反、再委託禁止違反（第6条の2第7項、第7条第14項） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（第9条の2、第19条の3） 施設無許可譲受け・無許可借受け（第9条の5第1項） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第16条、第16条の2違反目的の運搬行為） 無確認輸出予備（第10条第1項違反目的予備）</p>	許可の取消し
第7条の3第1号及び第9条の2第1項第3号	
土地形質変更命令違反・措置命令違反（第15条の19第4項、第19条の10第1項）	停止90日
<p>施設使用前検査受検義務違反（第8条の2第5項、第9条第2項準用を含む） 一般廃棄物処理基準履行義務違反（第7条第13項） 維持管理履行義務違反（第8条の3第1項）</p>	停止60日
<p>帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第7条第15項、同条第16項） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（第7条の2第3項、第9条第3項、同条第4項、第9条の7第2項） 定期検査拒否・妨害・忌避（第8条の2の2第1項）</p>	停止30日

維持管理事項記録義務違反・虚偽届出・備付け義務違反（第8条の4） 報告拒否、虚偽報告（第18条） 立入検査拒否・妨害・忌避（第19条第1項、同条第2項） 技術管理者設置義務違反（第21条第1項）	
事故時応急措置命令違反（第21条の2第2項）	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	停止10日
第7条の3第2号及び第7条の4第2項並びに第9条の2第1項第1号、 第2号及び第9条の2の2第1項第2項	停止(必要な改善期間)改善が不可能な場合は許可の取消し
法第7条の3第3号及び第9条の2第1項第4号	停止30日

（複数違反の取り扱い）

第4条 2以上の違反行為があった場合には、前条に規定する処分基準のうち、最も重いものを適用する。ただし、当該処分基準がいずれも事業の停止である場合であって、必要があると認めるときは、不利益処分の加重を行うことができる。

2 前項ただし書の規定により算定された事業停止に係る日数は、90日を限度とし、90日を超えることとなる場合は、許可の取消しをすることができる。

（複数の許可を有する者に対する不利益処分）

第5条 第2条第1号から第4号までの許可のうち複数の許可を有する者に対して、いずれかの許可について不利益処分を行うときは、別表の1に定める基準により、原則として他の許可についても不利益処分を行うものとする。

（軽減措置）

第6条 市長は、前3条の規定に基づく処分（第4条第1項ただし書の規定に基づくものを除く。以下、同じ。）を行う場合において、情状を考慮できるときは、別表の2に定める基準により軽減措置を講じ、又は前3条の規定に基づく処分を行わないことができる。

（関係許可権者との協議）

第7条 不利益処分の対象となる違反行為が、他の市町村（一般廃棄物に係る違反行為の場合）又は他の都道府県・政令市（産業廃棄物に係る違反行為の場合）と密接な関係を有しているときには、当該許可権者と協議を行い、処分の内容・時期について整合を図り、処分の実効性を確保するよう調整するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

別表 第5条及び第6条の規定に基づく判断基準

1 第5条の規定（他の許可に対する不利益処分）の適用

- ・ 第3条及び第4条の規定に基づき検討される処分原因である許可に係る処分に応じて、廃棄物処理法第7条の3又は第14条の3の規定により他の許可に対して不利益処分を行なうものである。
- ・ 他の許可に関しては、違反行為は行っていないため処分原因である許可に係る処分よりも軽減するものとする。ただし、次の組み合わせの場合は同内容の処分とする。

類型	許可の組み合わせ
一廃	第2条第1号と第2号
産廃	第2条第3号と第4号

2 第6条の規定（軽減措置）の適用

適用される処分内容に基づき第1表から第5表に照らして、（1）違反の程度、（2）過去の違反歴を考慮して軽減措置を決定する。

（1）違反の程度の判断は、下表の考慮項目に基づき検討する。

考慮項目	少（無）		大（有）	
故意性がある	1	3	5	
反復継続性がある	1	3	5	
生活環境保全上の支障発生がある	1	3	5	
社会的影響がある	1	3	5	
是正への取り組み・原状回復措置の実施	1	-1	-3	

から の合計点を求め、違反の程度を判定する。

違反の程度	合計点数
軽度	6点以下
中度	7点から12点
重度	13点以上

（2）過去の違反歴の判断は、次に定めるところによる。

初犯 違反行為（この要領の施行日前行った違反行為を含む。以下同じ。）を行った時から5年以内に、始末書（これに類するものを含む。）の徴収若しくは改善勧告書交付の行政指導（以下「行政指導」という。）不利益処分又は第7条の規定に基づく静岡県への情報提供（以下「情報提供」という。）を行ったことがない場合をいう。

再犯 違反行為を行った時点から5年以内に、行政指導、不利益処分又は情報提供を1回行ったことがある場合をいう。

再々犯 違反行為を行った時点から5年以内に、行政指導、不利益処分又は情報提供を2回行ったことがある場合をいう。

第1表 第3条から第5条までの規定により処分が許可の取消しに当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽度	行政指導	10又は30日間停止	60又は90日間停止
中度	10又は30日間停止	60又は90日間停止	許可取消し
重度	60又は90日間停止	許可取消し	許可取消し

第2表 第3条から第5条までの規定により処分が事業停止90日に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽度	行政指導	10日間停止	30日間停止
中度	10日間停止	30日間停止	60又は90日間停止
重度	30日間停止	60又は90日間停止	90日間停止

第3表 第3条から第5条までの規定により処分が事業停止60日に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽度	行政指導	10日間停止	30日間停止
中度	10日間停止	30日間停止	30又は60日間停止
重度	30日間停止	30又は60日間停止	60日間停止

第4表 第3条から第5条までの規定により処分が事業停止30日に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽・中度	行政指導	10日間停止	10日間停止
重度	10日間停止	30日間停止	30日間停止

第5表 第3条から第5条までの規定により処分が事業停止10日に当たる場合

違反の程度	初犯	再犯	再々犯
軽・中度	行政指導	10日間停止	10日間停止
重度	10日間停止	10日間停止	10日間停止